

# 強い農業経営づくり支援事業

環境にやさしい栽培技術や低コスト生産に取り組みながら強い農業経営づくりを図るために必要な機械・施設等の導入経費の一部を補助します。  
昨年度に引き続き、スマート農業に資する機械導入に対し、上限を引き上げて支援します。

**補助対象者** 市内に住所を有し、自ら農業に従事する者で、以下の①～⑤のいずれかに該当

- ①認定農業者
- ②農地所有適格法人
- ③認定新規就農者
- ④地域計画に位置付けられた者
- ⑤集落営農組織（3戸以上の農家で組織され、規約等の定めがあり、共同販売経理等を行っていること）

**交付条件** 以下の取り組みから1項目以上を設定し実施すること

低コスト生産の取組	直播栽培	・湛水直播栽培 ・乾田直播栽培	環境にやさしい栽培技術	化学農薬使用量低減	・慣行栽培レベルより50%以上削減 ・温湯種子消毒の実施	
	疎植栽培	・慣行栽培と比較し、80%以下又は50株/坪（15.2株/m <sup>2</sup> ）以下		化学肥料使用料低減	・慣行栽培レベルより50%以上削減	
	高密度播種育苗栽培	・慣行栽培より密度を高くする		有機質肥料の使用	・稲わらや牛糞などの堆肥等資材施用	
	プール育苗	・プール内に苗箱を置き湛水状態で育苗		温室効果ガス削減	・長期中干（溝切後連続14日以上） ・バイオ炭の農地施用 ・施設園芸のヒートポンプ等の導入	
	効率的な施肥	・側条施肥 ・流し込み施肥		・全量元肥施肥 ・育苗箱全量施肥	生分解性マルチ導入	・生分解性マルチの使用
	効率的な農薬処理	・播種時同時処理 ・田植え同時処理				
	スマート農業機器の導入	・スマート農業技術を有した機械 ※直進アシストのみは引き上げなし				

スマート農業機械を導入する場合、補助率と補助上限を引き上げます

**補助内容** 事業費50万円以上（税抜き）※申請は1経営体につき、年度内1申請1機械です

- ★R7までに個人累計上限100万円(スマート農業機械150万円)に達した方も、活用可能
- ★農業用以外の用途が考えられる汎用性の高い機械等は補助の対象外
- ★申請前に購入したものは補助の対象外

スマート農業機械導入の場合	通常の農業機械導入の場合
<b>補助率</b> 30%	<b>補助率</b> 20%
<b>補助上限</b> 150万円	<b>補助上限</b> 100万円
<b>対象機械等</b> 農林水産省「スマート農業カタログ（耕種・畜産）」に掲載されているもの、又は同等の技術を有するもの ・自動操舵システム ・農業用ドローン ・高性能トラクター（自動運転機能付き等） ・高性能田植機（可変施肥、自動運転機能付き等） ・高性能コンバイン（収量等センサ、自動運転機能付き等） など	<b>対象機械等</b> 農業経営に必要な機械、施設等 ・トラクター ・コンバイン ・田植機 ・パイプハウス ・乾燥調製設備 等
<b>提出書類</b> ・見積書・3社（スマート農業技術項目を見積書に記載） ・導入する機械のカタログ等 ・スマート農業技術がわかる部分のコピー等を添付	<b>提出書類</b> ・見積書（3社必要） ・導入する機械のカタログ等
	※直進アシスト機能のみの機械は、通常の農業機械導入として補助率20%、補助上限100万円として取り扱います。
	※通常の機械で交付金額が100万円に達した場合は、翌年度以降、スマート農業機械の導入の場合のみ50万円まで受け取ることができません。

**申請受付** 受付開始：令和8年4月1日（水）から

申請額が予算の上限に達し次第、申請受付を停止します。

問い合わせ先  
農林課振興係(TEL:43-3911 内線:259・260)